

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4第
__項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【最高財務責任者の役職氏名】(4)

【代理人の氏名又は名称】(5)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称
(所在地)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】(7)

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】(8)

3 【評価結果に関する事項】(9)

4 【付記事項】(10)

5 【特記事項】(11)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、内部統制報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。なお、その場合には、換算の基準として、換算日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載すること。
- d 第12条の規定に基づき、本報告書の用語、様式及び作成方法を本国又は本国以外の本邦外地域において開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書によっている場合には、当該内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法その他第13条に規定する事項を記載すること。なお、この場合には、「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」の記載に先立って、適当な事項名を付した上で記載すること。
- e 第12条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)から法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載すること。

(2) 会社名

原語名を括弧内に記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を括弧書で併せて記載することができる。

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

(5) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有する者(以下この(5)において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること。なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

- a 代表者及び最高財務責任者(会社が(4)の最高財務責任者を定めている場合に限る。)が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨
- b 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称
- c 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨

(8) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

- a 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日
- b 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨
- c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要
- d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(9) 評価結果に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる事項のいずれかを記載するものとする。

- a 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- b 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- c 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにそ

の開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由

- d 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

(10) 付記事項

- a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。

- b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容を記載すること。なお、当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる。

- c 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合には、その是正状況

当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(9)cに掲げる事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。

(11) 特記事項

- 財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載すること。